



"喜び"を実現する企業グループ

TODA

(証券コード1860)

第98回 定時株主総会 招集ご通知

INDEX

■ 第98回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	54
■ 計算書類	57
■ 監査報告書	60

開催日時	2021年6月29日（火曜日） 午前10時 受付開始 午前9時
開催場所	東京都中央区京橋1丁目10番7号 KPP八重洲ビル7階 AP東京八重洲通り
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件(1) 第3号議案 定款一部変更の件(2) 第4号議案 取締役12名選任の件

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続いております。多くの株主の皆様が集まる株主総会は集団感染のリスクがあります。議決権の行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は感染回避のため自粛をご検討ください。

※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
※体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。

戸田建設株式会社



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様にご哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

第98回定時株主総会を6月29日（火）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

2021年6月
代表取締役社長 大谷清介

“喜び”を実現する
企業グループへ

目次

■ 第98回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
第98回定時株主総会招集ご通知添付書類	
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	54
■ 計算書類	57
■ 監査報告書	60

株主各位

東京都中央区京橋一丁目7番1号
戸田建設株式会社
代表取締役社長 大谷 清介

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面または、電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから4ページのご案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2 場 所 東京都中央区京橋1丁目10番7号
KPP八重洲ビル7階 AP東京八重洲通り
3 目的事項

報告事項	1. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告および連結計算書類ならびにその監査結果報告の件 2. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件(1) 第3号議案 定款一部変更の件(2) 第4号議案 取締役12名選任の件

以 上

- (1) 当日ご出席の際はお手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいようお願い申し上げます。
- (2) 株主総会招集ご通知添付書類の、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toda.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (3) 株主総会参考書類および添付書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toda.co.jp/ir/>）に掲載いたします。

議決権行使のご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）または、電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。



書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに
到着するようご返送ください。
なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

スマートフォンまたはパソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、
2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに
議案に対する賛否をご入力ください。

- ・ご来場を自粛される株主の皆様、その他ご来場されない株主の方々を対象に、本定時株主総会の目的事項に関するご質問を受け付けます。(会社法第314条に基づく出席株主による質問権行使（事前質問を含む）とは異なります)
- ・いただいたご質問につきましては、後日当社ホームページへの掲載あるいは個別のご連絡によって回答いたします。ただし、内容によっては回答にお時間をいただく場合や回答いたしかねる場合もありますので、ご承知おきください。
- ・受付方法は、当社ウェブサイトにてご投稿いただくか、株主様アンケートハガキの「ご意見・ご要望」欄にご記入の上ご返送いただく形等の書面に限らせていただきます。

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



「ネットで招集」
のご案内

本招集ご通知をウェブサイトに掲載しております。
また、議決権行使サイトにもリンクしております。
<https://s.srdb.jp/1860/>



インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

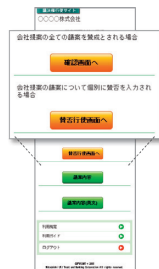
議決権行使書副票（右側）に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 QRコードを読み取る 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使書副票（右側）

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

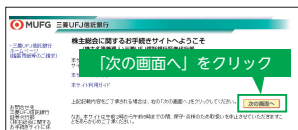
QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

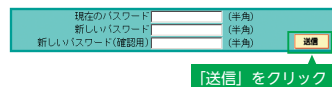
ログインID・仮パスワードを入力する方法

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスする 2 ログインする 3 パスワードを登録する



お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 書面（議決権行使書）の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- パスワードの取扱い
 - 1.株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 - 2.パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問い合わせ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

☎ 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時まで、通話無料）

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な安定配当の実施と、競争力および財務体質の強化に不可欠な内部留保の確保を勘案の上、業績および経営環境に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては下記のとおりとさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金	20円	総額	6,148,775,820円
--------------	-----	----	----------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	10,000,000,000円
---------	-----------------

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	10,000,000,000円
-------	-----------------

第2号議案 定款一部変更の件(1)

1. 提案の理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向け、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図るため、取締役中から選定する役付取締役のうち、名誉会長・相談役を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条【代表取締役および役付取締役】取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役中から<u>名誉会長1名、会長1名、社長1名、および相談役若干名</u>を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条【代表取締役および役付取締役】取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役中から会長1名、社長1名を定めることができる。</p>

第3号議案 定款一部変更の件(2)

1. 提案の理由

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づく取締役会の決議による剰余金の配当（中間配当）をすることができるよう所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は、下線の部分であります。)

現行定款	変更案
第6章 計算	第6章 計算
第37条【剰余金の配当の基準日】(条文省略)	第37条【剰余金の配当の基準日】(現行どおり)
(新設)	第38条【 <u>中間配当</u> 】当社は、 <u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
第38条【配当金の除斥期間】(条文省略)	第39条【配当金の除斥期間】(現行どおり)

第4号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役12名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	いまい 今井	まさのり 雅則	再任 社外	新任 独立	代表取締役会長	100% (17 / 17回)
2	おおたに 大谷	せいすけ 清介	再任 社外	新任 独立	代表取締役社長・執行役員社長 人財戦略室長	100% (13 / 13回)
3	きくたに 鞠谷	ゆうし 祐士	再任 社外	新任 独立	代表取締役専務執行役員 管理本部長	100% (17 / 17回)
4	みやざき 宮崎	ひろゆき 博之	再任 社外	新任 独立	代表取締役専務執行役員 建築本部長	100% (17 / 17回)
5	ふじた 藤田	けん 謙	再任 社外	新任 独立	代表取締役専務執行役員 土木本部長	100% (17 / 17回)
6	とだ 戸田	もりみち 守道	再任 社外	新任 独立	取締役専務執行役員 価値創造推進室長	100% (17 / 17回)
7	おおとも 大友	としひろ 敏弘	再任 社外	新任 独立	取締役常務執行役員 管理統轄部長 総務部長・リスクマネジメント室長	100% (17 / 17回)
8	うえくさ 植草	ひろし 弘	再任 社外	新任 独立	取締役常務執行役員 戦略事業推進室長	100% (17 / 17回)
9	しもむら 下村	せつひろ 節宏	再任 社外	新任 独立	社外取締役	100% (17 / 17回)
10	あみや 網谷	しゅんすけ 駿介	再任 社外	新任 独立	社外取締役	100% (17 / 17回)
11	いたみ 伊丹	としひこ 俊彦	再任 社外	新任 独立	社外取締役	100% (17 / 17回)
12	あらかね 荒金	くみ 久美	再任 社外	新任 独立	社外取締役	92% (12 / 13回)



候補者番号

1

いまい まさのり
今井 雅則

再任

生年月日 / 1952年7月21日生

所有する当社の株式数 / 14,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	当社に入社	2009年 8月	当社大阪支店長
2001年10月	当社大阪支店京滋建築総合 営業所長	2013年 3月	当社建築本部執務
2004年 2月	当社大阪支店支店次長 (建築営業担当)	2013年 4月	当社執行役員副社長
2005年 4月	当社大阪支店副店長 (建築営業担当)	2013年 6月	当社代表取締役社長 当社執行役員社長
2007年 2月	当社大阪支店副店長(建築担当)	2014年 3月	当社人財戦略室長
2008年 4月	当社執行役員	2021年 4月	当社代表取締役会長 (現任)

取締役候補者
とした理由

今井雅則氏は、代表取締役社長・会長を務めるなど、当社グループの企業価値の向上に向け陣頭に立ってまいりました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、全てのステークホルダーを意識した経営の監督、取締役会における意思決定機能の強化を通じて、当社グループの持続的成長につなげるべく、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

おおたに せいすけ
大谷 清介

再任

生年月日 / 1958年5月25日生

所有する当社の株式数 / 16,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社に入社	2020年 3月	当社管理本部 執務
2009年 3月	当社東京支店 建築工事部 部長	2020年 4月	当社常務執行役員
2013年 3月	当社東京支店 支店次長	2020年 6月	当社取締役
2016年10月	当社千葉支店 支店長	2021年 4月	当社代表取締役社長 (現任) 当社執行役員社長 (現任) 当社人財戦略室長 (現任)
2017年 4月	当社執行役員		
2018年 3月	当社関東支店 執行役員支店長		

取締役候補者
とした理由

大谷清介氏は、長年にわたり建築工事部門の責任者を務め、建築分野における豊富な経験と実績を有しており、多くの大規模プロジェクトを統括するなど企業価値向上に多大な貢献をしてまいりました。当社グループの経営を牽引し、長期的な企業価値向上および成長戦略を進めるにあたり適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号
3

きくたに ゆうし
鞠谷 祐士

再任

生年月日 / 1954年2月6日生
所有する当社の株式数 / 14,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月	当社に入社	2011年 4月	当社常務執行役員
2001年 2月	当社建築企画室長	2012年 3月	当社管理本部長（現任）
2007年 4月	当社執行役員 当社総合企画部長	2012年 4月	当社専務執行役員（現任）
2011年 3月	当社総合企画室長	2012年 6月	当社代表取締役（現任）

取締役候補者 とした理由

鞠谷祐士氏は、長年にわたり企画部門を担当、それに加え人事・財務部門等を所管する管理本部の責任者を務めるなど、経営および人事・財務の豊富な経験・実績を有しており、当社グループ経営の推進および業務効率化の推進に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号
4

みやざき ひろゆき
宮崎 博之

再任

生年月日 / 1953年12月20日生
所有する当社の株式数 / 10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月	当社に入社	2012年 3月	当社九州支店長
2005年 4月	当社東京支店建築部長	2015年 3月	当社建築本部長（現任）
2007年 4月	当社建築工務部長	2015年 4月	当社専務執行役員（現任）
2010年 4月	当社執行役員	2015年 6月	当社代表取締役（現任）

取締役候補者 とした理由

宮崎博之氏は、長年にわたり建築工事部門の責任者を務め、建築分野における豊富な経験と実績を有しており、これまで建築本部長として当社の建築事業を統轄してきた実績を踏まえ、今後の建築部門の持続的成長への基盤づくりに適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

ふじ た
藤田けん
謙

再任

生年月日 / 1959年1月27日生

所有する当社の株式数 / 10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社に入社	2018年 3月	当社土木本部長（現任）
2005年 5月	当社大阪支店土木営業第1部長	2018年 4月	当社専務執行役員（現任）
2010年 3月	当社大阪支店支店次長	2018年 6月	当社代表取締役（現任）
2014年 3月	当社広島支店長		
2015年 4月	当社執行役員首都圏土木支店長		

取締役候補者
とした理由

藤田 謙氏は、長年にわたり当社の土木営業部門において、大阪支店、広島支店、および首都圏土木支店の責任者を務めるなど、当社土木事業における豊富な経験と実績を有しております。また、これまで土木本部長として当社の土木事業を統轄してきた実績を踏まえ、今後の土木事業の持続的成長への基盤構築に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

とだ
戸田もりみち
守道

再任

生年月日 / 1957年3月1日生

所有する当社の株式数 / 3,018,540株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当社に入社	2003年 6月	当社代表取締役副社長 当社建築本部長 (兼) 建築営業統轄部長
1994年 6月	当社取締役	2005年 6月	当社代表取締役 当社執行役員副社長
1995年 5月	当社東京支店副店長 (土木担当)	2007年 6月	当社監査役
1996年 6月	当社常務取締役	2014年 6月	当社取締役（現任） 当社専務執行役員（現任） 当社価値創造推進室長（現任）
1998年 7月	当社東京支店長		
2000年 6月	当社専務取締役		

取締役候補者
とした理由

戸田守道氏は、長年にわたり建築・土木両部門の営業および工事の統轄責任者を経験し、2007年からは監査役として当社取締役の職務執行の監査を行った経験を有しております。また、2014年からは価値創造推進室を所管し、当社の持続的成長への基盤づくりを指揮しており、その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号
7

おおとも としひろ
大友 敏弘

再任

生年月日 / 1955年5月16日生
所有する当社の株式数 / 21,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月	当社に入社	2014年 4月	当社常務執行役員（現任）
2003年10月	当社法務部長	2014年 6月	当社取締役（現任）
2011年 3月	当社総務部長（現任）	2021年 3月	当社管理統轄部長（現任）
2011年 4月	当社執行役員		
2014年 3月	当社リスクマネジメント室長（現任）		

取締役候補者 とした理由

大友敏弘氏は、長年にわたり人事・総務部門の責任者を務め、それに加え法務・リスク管理部門の責任者を務めるなど、企業経営における管理業務全般に関する経験と実績を有しております。それらの実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号
8

うえくさ ひろし
植草 弘

再任

生年月日 / 1959年11月3日生
所有する当社の株式数 / 5,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当社に入社	2012年 4月	当社執行役員
2008年 3月	当社関東支店土木営業部長	2014年 3月	当社土木営業統轄部長
2010年 3月	当社関東支店支店次長（土木担当）	2014年 4月	当社常務執行役員（現任）
2011年12月	当社東京支店副店長（土木担当）	2014年 6月	当社取締役（現任）
		2017年 3月	当社戦略事業推進室長（現任）

取締役候補者 とした理由

植草 弘氏は、長年にわたり土木営業部門の責任者を務めるなど、土木部門における豊富な経験を有しており、これまで当社の土木営業統轄部長として土木営業部門を統轄してまいりました。また、2017年からは戦略事業推進室を所管し、当社の持続的成長への基盤づくりを指揮しており、その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号
9

しもむら せつひろ
下村 節宏

再任
社外

生年月日 / 1945年4月28日生

所有する当社の株式数 / 5,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年 6月	三菱電機(株)取締役	2012年 6月	日本原子力発電(株)社外監査役
2003年 4月	同社常務取締役	2014年 4月	三菱電機(株)取締役相談役
2004年 4月	同社代表執行役、執行役副社長	2014年 6月	同社相談役
2006年 4月	同社代表執行役、執行役社長	2014年 6月	当社取締役 (現任)
2006年 6月	同社取締役、代表執行役、 執行役社長	2018年 6月	三菱電機(株)特別顧問 (現任)
2010年 4月	同社取締役会長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

下村節宏氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただき、経営を適切に監督していただくことを期待しております。当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号
10

あみや しゅんすけ
網谷 駿介

再任
社外

生年月日 / 1946年6月12日生

所有する当社の株式数 / 6,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 7月	日本電信電話(株)理事	2008年 6月	日本電信電話(株)常勤監査役
1999年 7月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ(株)取締役	2012年 6月	(一社) 情報通信設備協会会長
2002年 6月	同社常務取締役	2014年 6月	当社取締役 (現任)
2004年 6月	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株) 代表取締役副社長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

網谷駿介氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただき、経営を適切に監督していただくことを期待しております。当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号
11

い た み と し ひ こ
伊丹 俊彦

再任
社外

生年月日 / 1953年9月2日生
所有する当社の株式数 / 一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	東京地方検察庁検事任官	2016年11月	弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 顧問（現任）
2005年 4月	東京地方検察庁公安部長		
2010年 6月	最高検察庁総務部長	2018年 3月	（株）北国新聞社監査役（現任）
2012年 7月	東京地方検察庁検事正	2018年 6月	（株）セブン銀行社外取締役（現任）
2014年 7月	最高検察庁次長検事	2018年 6月	当社取締役（現任）
2015年12月	大阪高等検察庁検事長	2020年 6月	（株）JPホールディングス社外取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

伊丹俊彦氏は、東京地方検察庁検事正、最高検察庁次長検事、大阪高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士としてコーポレートガバナンス、および企業の危機管理並びに企業コンプライアンスに携わっており、豊富な経験と高度な専門的知見を有しております。当社の経営に対し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場での適切な助言・提言が期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者番号
12

あ ら か ね く み
荒金 久美

再任
社外

生年月日 / 1956年7月4日生
所有する当社の株式数 / 一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	（株）小林コーサー （現：（株）コーサー）に入社	2011年 3月	同社品質保証部長 （総括製造販売責任者）
2002年 3月	同社研究本部開発研究所 主幹研究員	2011年 6月	同社取締役（品質保証部・ お客様相談室・購買部・ 商品デザイン部 担当）
2004年 3月	同社マーケティング本部 商品開発部長	2017年 6月	同社常勤監査役
2006年 3月	同社執行役員 マーケティング本部副本部長 兼商品開発部長	2019年 3月	（株）クボタ 社外監査役
2010年 3月	同社研究所長	2020年 3月	カゴメ（株）社外取締役（現任）
		2020年 6月	当社取締役（現任）
		2021年 3月	（株）クボタ 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

荒金久美氏は、薬学博士として企業の研究開発、商品開発、品質保証の責任者や取締役として経営の執行・監督に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しており、当社取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場での的確な助言・提言が期待されることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、戸田建設役員持株会における各自の持ち分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 下村節宏、網谷駿介、伊丹俊彦、および荒金久美の各氏は、社外取締役の候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 下村節宏、網谷駿介、伊丹俊彦、および荒金久美の各氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって下村節宏、網谷駿介の両氏は7年、伊丹俊彦氏は3年、荒金久美氏は1年になります。
5. 下村節宏氏は、三菱電機株式会社において取締役社長、取締役会長を歴任し、現在は同社の特別顧問であります。2021年3月期における当社との建設工事に関する取引額は、当社売上高の0.1%未満であります。
6. 網谷駿介氏は、日本電信電話株式会社の理事及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の常務取締役を歴任しております。2021年3月期における当社との建設工事に関する取引額は、両社とも当社売上高の0.1%未満であります。
7. 荒金久美氏は、2019年6月まで、株式会社コーセーの執行役員、取締役、常勤監査役を歴任してはりましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。また、2021年3月期における当社との建設工事に関する取引額は当社売上高の0.1%未満であります。
8. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である下村節宏、網谷駿介、伊丹俊彦、および荒金久美の各氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、4氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当該保険契約は任期途中に更新される予定です。
10. 荒金久美氏の戸籍上の氏名は、亀山久美氏であります。

(ご参考) 第4号議案が承認されたのちの経営体制

取締役候補者が有している専門性は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 地位	企業 経営	技術 研究開発	営業 マーケティング	環境・社会 ガバナンス	財務 会計	法務 リスク管理	人事労務 人財開発	国際性	人事・ 報酬委員
1	今井 雅則	代表取締役会長	○	○	○	○			○		○
2	大谷 清介	代表取締役社長 執行役員社長	○	○	○				○	○	
3	鞠谷 祐士	代表取締役 専務執行役員	○			○	○	○	○	○	
4	宮崎 博之	代表取締役 専務執行役員	○	○	○				○		
5	藤田 謙	代表取締役 専務執行役員	○	○	○				○		
6	戸田 守道	取締役 専務執行役員	○	○	○	○					
7	大友 敏弘	取締役 常務執行役員				○		○	○		
8	植草 弘	取締役 常務執行役員		○	○	○				○	
9	下村 節宏 社外	取締役	○	○	○	○				○	○
10	網谷 駿介 社外	取締役	○			○		○	○		○
11	伊丹 俊彦 社外	取締役				○		○	○		○
12	荒金 久美 社外	取締役		○	○	○		○			○

監査役が有している専門性は以下のとおりであります。

氏名	当社における 地位	企業 経営	技術 研究開発	営業 マーケティング	環境・社会 ガバナンス	財務 会計	法務 リスク管理	人事労務 人財開発	国際性
大内 仁	常勤監査役		○	○	○				
百井 俊次 社外	常勤監査役				○	○	○		
丸山恵一郎 社外	監査役				○		○	○	
佐藤 文夫 社外	監査役	○		○	○	○			
西山 潤子 社外	監査役		○	○	○		○		

以上

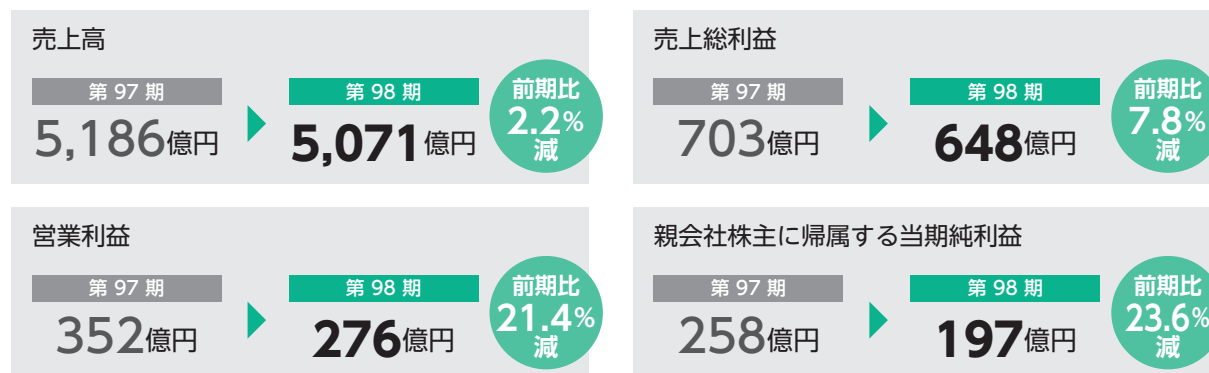
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における国内景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大が経済活動に甚大な影響をもたらし、企業収益の悪化と先行きへの不透明感が続きました。また、飲食や宿泊など、個人消費も大きく落ち込み、全体として厳しい景況となりました。建設業界においては、官公庁工事の受注が堅調に推移した一方、民間工事は企業の業況感の悪化が影響し前連結会計年度を下回りました。

このような状況の中、当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、主に当社の建築事業における売上高が減少したことにより、5,071億円と前連結会計年度比2.2%の減少となりました。利益面につきましては、主に当社の建築事業において好採算の工事が減少したことなどにより、売上総利益は648億円と前連結会計年度比7.8%の減少となりました。販売費及び一般管理費につきましては人件費の増加等により、371億円と前連結会計年度比6.0%増加したことにより、営業利益は276億円と前連結会計年度比21.4%の減少となり、経常利益も303億円と前連結会計年度比20.7%の減少となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、固定資産廃棄損等が発生しましたが、投資有価証券売却益等により、197億円と前連結会計年度比23.6%の減少となりました。



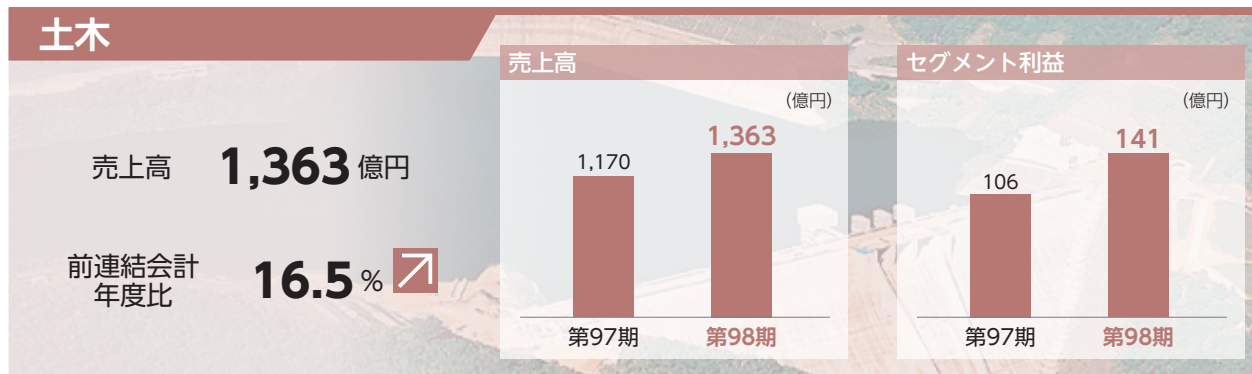
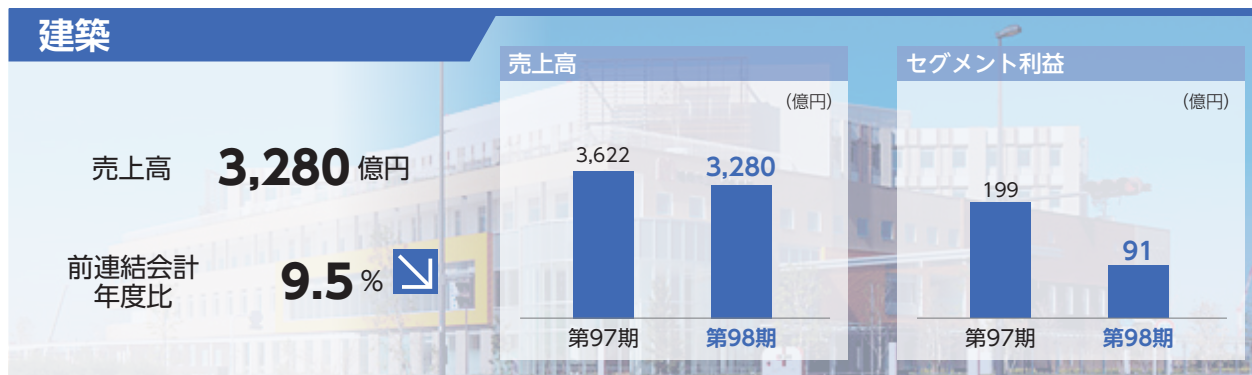
事業の種類別セグメントにおける業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントを「建築」、「土木」、「投資開発」、「国内グループ会社」、「新領域」の5区分に変更しております。

[建築および土木]

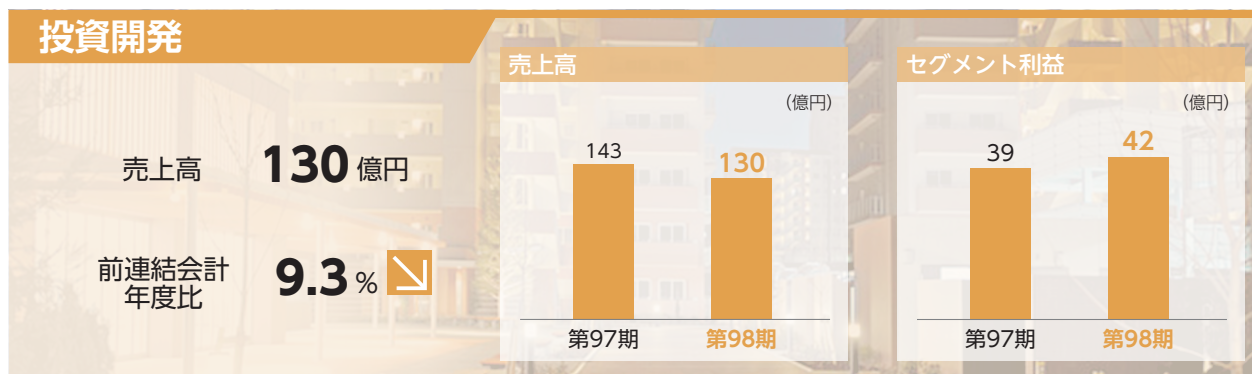
建築事業および土木事業におきましては、国内および海外において、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

この結果、建築事業の売上高は3,280億円（前連結会計年度比9.5%減）となり、セグメント利益は91億円（前連結会計年度比54.1%減）となりました。また土木事業の売上高は1,363億円（前連結会計年度比16.5%増）となり、セグメント利益は141億円（前連結会計年度比32.5%増）となりました。



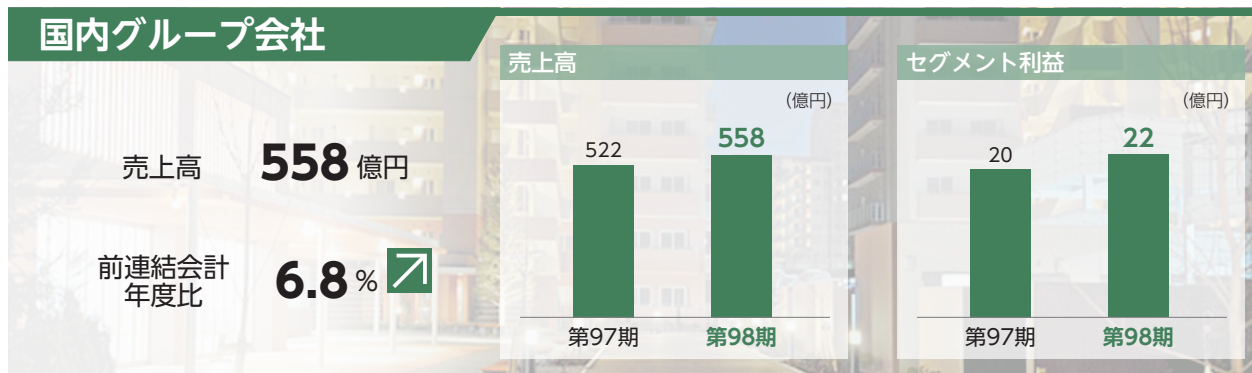
[投資開発]

投資開発事業におきましては、国内において保有する土地・建物の有効利用を図るとともに、賃貸ならびに国内建築事業および国内土木事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は130億円（前連結会計年度比9.3%減）、セグメント利益は42億円（前連結会計年度比6.9%増）となりました。



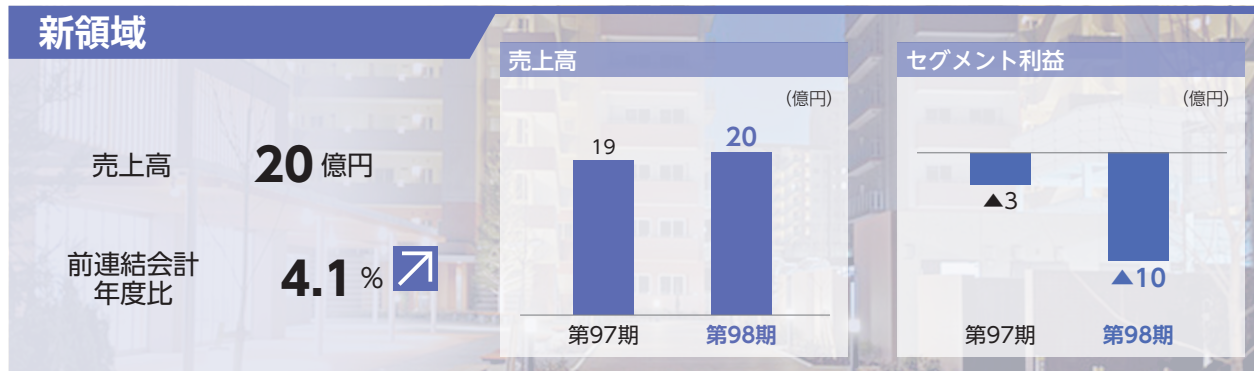
[国内グループ会社]

国内グループ会社事業におきましては、国内の連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、ホテル業、グループ企業内を中心とした人材派遣業、金融・リース業を中心に事業を展開してまいりました。この結果、売上高は558億円（前連結会計年度比6.8%増）、セグメント利益は22億円（前連結会計年度比12.8%増）となりました。



[新領域]

新領域事業におきましては、浮体式洋上風力発電事業及び海外における投資開発事業等の新領域事業を展開しており、売上高は20億円、セグメント損失は10億円となりました。



なお、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内建築事業	469,802	278,128	313,718	434,212
国内土木事業	277,109	134,888	132,004	279,993
海外事業	4,330	2,649	2,407	4,572
(小計)	751,242	415,666	448,130	718,778
投資開発事業等	—	13,249	13,249	—
合計	751,242	428,916	461,380	718,778

当期の主な受注工事

- ・(学)東洋大学 東洋大学赤羽台キャンパス新校舎建設工事（敷地C）
- ・札幌貨物施設開発特定目的会社 (仮称) DPL札幌レールゲート新築工事
- ・(福)恩賜財団済生会山口県済生会 山口県済生会山口総合病院新病院建築工事
- ・安田不動産(株) 元京都市立植柳小学校跡地活用計画
- ・京都府長岡京市 長岡京市新庁舎等建設工事
- ・(株)福岡カルチャーベース 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業
- ・SGET岩泉ウィンドファーム(同) SGET岩泉ウィンドファーム建設工事
- ・東海旅客鉄道(株) 中央新幹線美佐野トンネルほか新設
- ・国土交通省近畿地方整備局 大野油坂道路新長野トンネル野尻地区工事
- ・国土交通省四国地方整備局 令和2-5年度 窪川佐賀道路平串トンネル工事

当期の主な完成工事

- ・(一社)成田国際医療都市機構 (仮称) 国際医療福祉大学成田病院新築工事
- ・(株)村田製作所 株式会社村田製作所みなとみらいイノベーションセンター建設工事
- ・(学)文教大学学園 文教大学東京あだちキャンパス建築計画
- ・(学)東洋大学 東洋大学赤羽台キャンパス新校舎建設工事 (増築)
- ・宮益坂ビルディングマンション (仮称) 宮益坂ビルディング建替え事業新築工事
建替組合
- ・(公社)宮崎市郡医師会 宮崎市郡医師会病院等移転新築工事
- ・国土交通省関東地方整備局 東京外環中央JCT北側ランプ函渠工事
- ・環境省 平成30年度中間貯蔵施設に係る除去土壌等輸送工事 (大熊町)
- ・国土交通省東北地方整備局 国道45号大峠山地区道路工事
- ・首都高速道路(株) (高負) 高速横浜環状北西線他トンネル・半地下・擁壁・土工等工事

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は約306億円であります。設備投資の主なものは、賃貸事業用土地・建物等の取得及び当社における研修施設の新設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、2020年6月18日に第6回無担保社債（5年債）100億円及び2020年9月8日に第7回無担保社債（10年債）100億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

VUCA（Volatility：変動性、Uncertainty：不確実性、Complexity：複雑性、Ambiguity：曖昧性）の時代と言われるように、当社グループを取り巻く経営環境は変化が激しく、先行きにも不透明感が急速に増しております。特に、現下の新型コロナウイルス感染拡大の影響は、業績面はもとより、中長期的観点からはビジネスモデルにおけるパラダイムシフトとなることが予測されています。また、気候変動や資源不足、人口構造の変化等に伴う社会的課題の解決に向けて積極的に取り組むなど、社会価値（ESG・SDGs）と経済価値を重視した経営が求められております。

加えて、2024年竣工予定の（仮称）新TODAビル（本社ビル）の施工など、新たな収益基盤構築のための「変革フェーズ」となります。

このような認識のもと当社グループは「中期経営計画2024」を策定し、常なる改革を行い、自ら変わり続けていくこと（Transform）によって持続的成長を実現してまいります。

1. 目指す方向性

- 「高付加価値競争」を通じた事業活動の継続進化と企業価値の向上 -Resilient-

① グローバリゼーション

：世界に通用するマネジメントと人財・業務・組織体制の確立

② ブランディング

：ステークホルダーへの情報発信と評価による自己変革

③ イノベーション

：無形資産等の形成・活用による差別化価値の創造

※ 無形資産等：情報や技術・ノウハウ、人財育成、ESG・SDGs経営における取組成果等、社会的に有用かつ当社グループのブランド力強化に不可欠となる資産

2. 2024年度 グループ業績目標

(1) 連結売上高・営業利益等

	2020年度実績	2024年度目標
連結売上高	5,071億円	6,000億円 程度
営業利益	276億円	420億円 以上
営業利益率	5.5%	7.0% 以上
自己資本利益率（ROE）	6.8%	8.0% 以上
労働生産性（個別）	1,528万円	1,750万円 以上

※ 労働生産性＝付加価値額（営業利益＋総額人件費）÷社員数（期中平均、派遣社員等を含む）

(2) 事業別売上高・利益

	2020年度実績	2024年度目標
連結売上高	5,071億円	6,000億円
建築事業	3,280億円	3,800億円
土木事業	1,363億円	1,400億円
戦略 投資開発・新領域	150億円	450億円
事業 グループ会社	558億円	485億円
連結消去	△280億円	△135億円
営業利益	276億円 [5.5]	420億円 [7.0]
建築事業	91億円 [2.8]	220億円 [5.8]
土木事業	141億円 [10.3]	130億円 [9.3]
戦略 投資開発・新領域	31億円 [21.2]	40億円 [8.9]
事業 グループ会社	22億円 [4.1]	30億円 [6.2]
連結消去	△10億円 [—]	— [—]

※ 新領域は、エネルギー関連事業及びその他新規事業
 ※ [] は利益率

(3) 株主還元

- 自己資本配当率 (DOE) 及び配当性向を総合的に勘案の上、継続的・安定的な株主還元を実施する。

	2020年度実績	2024年度目標
自己資本配当率 (DOE)	2.1%	2.0% 程度
配当性向	31.1%	30.0% 程度

※ 自己資本配当率 (DOE) = 配当総額 ÷ 自己資本

(4) 投資計画

	投資方針	2020年度実績	計画期間累計
投資開発	スマート化を通じた新たな収益の創出	125億円	1,300億円
新領域	グローバルな社会的課題の解決と事業領域の拡大	172億円	250億円
技術・ICT	高付加価値化と安全性・生産性革命の推進	21億円	50億円
	合計	319億円	1,600億円

3. 事業方針

(1) 安全性・生産性No.1

- ・設計段階・計画段階においてフロントローディングによる事前検証を徹底する。
- ・機械化施工、新技術・ICT利活用、行動分析・可視化等に基づく施策を実行する。
- ・潜在意識まで届く安全教育（危険予知（KY）、脳科学、行動心理学等）を実施する。

(2) 高付加価値の提供

① 建設事業（建築事業・土木事業）

- ・注力分野における差別化価値を獲得する。

建築事業	病院・学校、高付加価値オフィス、再開発、物流施設
土木事業	トンネル・シールド、再生可能エネルギー、区画開発、大型インフラ

- ・デジタルトランスフォーメーション（BIM/CIM、i-Construction等）による、新たなビジネスモデルを創出する。
- ・海外工事拡大に向けた体制の整備を通じて、全社的な施工能力・収益力の向上を図る。

② 戦略事業

- ・「投資開発」「新領域」「グループ会社」への重点投資を実行し、収益基盤のグローバル化・多角化・多様化を推進する。
- ・（仮称）新TODAビル（施工中、2024年竣工予定）においてスマートオフィス化を志向し、これを通じて新たな価値提供（BaaS：Building as a Service）を実現する。

事業	主な取り組み
投資開発	<ul style="list-style-type: none"> ・開発用不動産の取得、保有資産の有効活用 ・ポートフォリオマネジメントによる賃貸事業の強化 ・新TODAビルにおけるスマートオフィス化の推進
新領域	<ul style="list-style-type: none"> ・北米・東南アジア等における開発事業への参画 ・浮体式洋上風力発電・ウィンドファームの事業化 ・再生可能エネルギー事業、農業6次産業化事業への投資 ・データ活用（販売・使用）による新たな収益源の確立
グループ会社	<ul style="list-style-type: none"> ・建設ライフサイクルにおけるグループ総合力の発揮 ・M&A等による特殊技術の獲得

(3) 企業価値の向上に向けたESG・SDGs経営の実践

- ・脱炭素化・資源循環・環境保全・地域活性化に向けた課題解決型企業活動を実践する。
- ・TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）最終報告書における推奨開示項目に従い、複数シナリオにより気候変動に伴うリスクと機会を分析する。
- ・多様・多彩な人財を育成・確保するとともに、労働環境整備及び働き方改革を推進し、組織能力の強化を図る。
- ・リスクマネジメント（環境、自然災害、投資、コンプライアンス等）を強化し、これらの知見を活かした技術開発、製品・サービス化を推進する。

	定量評価指標	2020年度実績	2024年度目標
環境 (E)	CO ₂ 排出量削減率（2019年度比）	2.2%	△10% 以上
社会 (S)	全度数率	3.60	1.00 以下
	作業所：4週8閉所実施率	38.8%	100%
	建設キャリアアップ登録率	58.2%	100%
	社員：平均総実労働時間	2,115時間	1,900時間 以内
ガバナンス (G)	社外役員構成比率	47.1%	50% 以上
	外国人社員比率（個別）	0.6%	1.5% 以上
	リスク評価実施率	100%	100%
	重大な法令違反	0件	0件

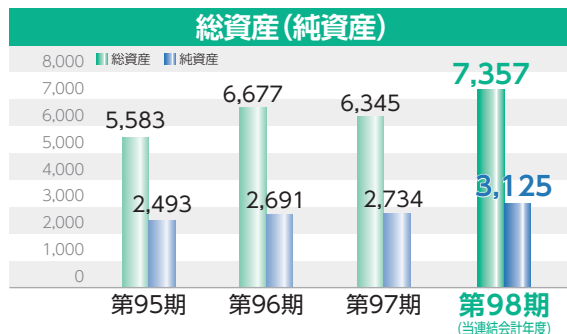
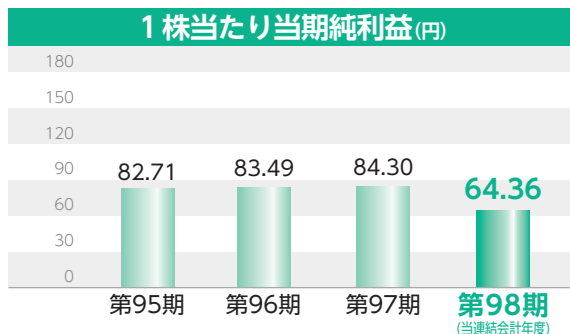
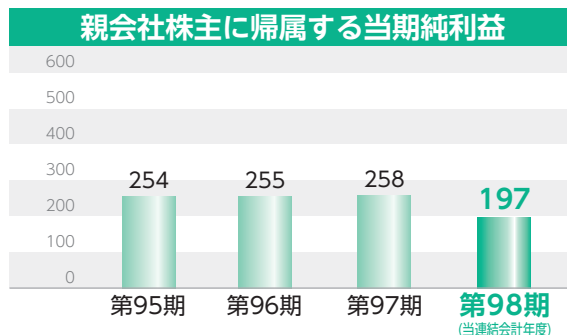
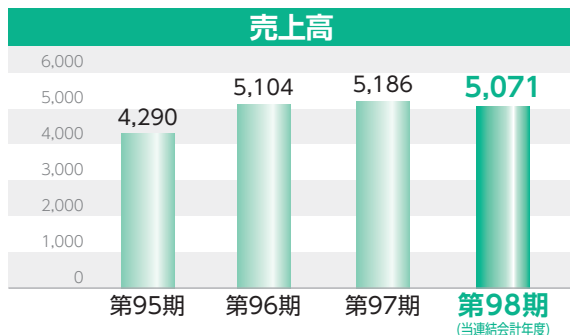
※CO₂排出削減目標は、パリ協定の2℃目標に整合する科学の根拠に基づく削減目標（SBT）を設定し、2017年に「SBT（Science-based Targets）イニシアチブ」の認定を受けている。

※全度数率＝全労働災害÷延労働時間（100万時間）

※リスク評価実施率：投資委員会による投資案件（経営会議決裁案件）の定量・定性評価と出口戦略の実施・遂行状況

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移 (単位：億円)

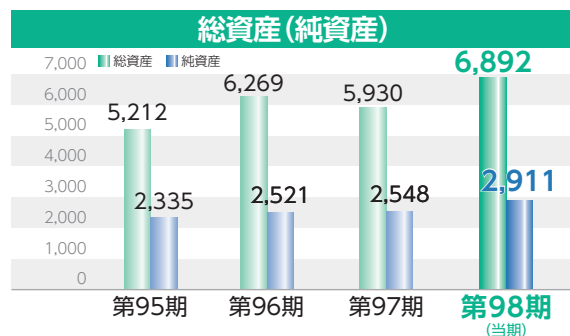
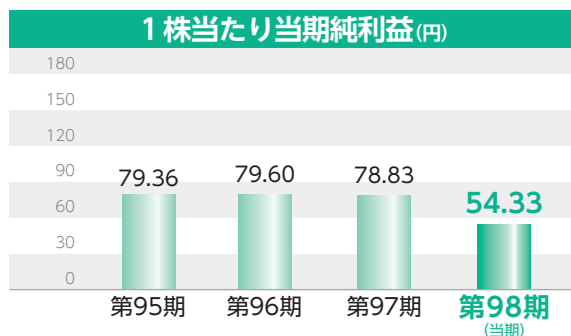
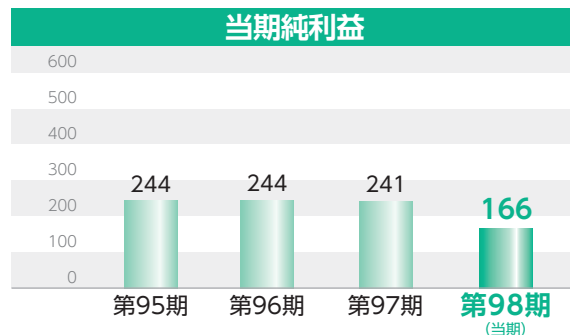
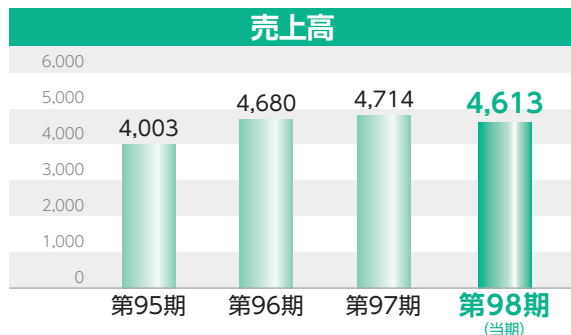


(単位：億円)

区分	2017年度 第95期	2018年度 第96期	2019年度 第97期	2020年度 第98期 (当連結会計年度)
売上高	4,290	5,104	5,186	5,071
親会社株主に帰属する当期純利益	254	255	258	197
1株当たり当期純利益	82.71円	83.49円	84.30円	64.36円
総資産 (純資産)	5,583 (2,493)	6,677 (2,691)	6,345 (2,734)	7,357 (3,125)

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を2018年度の期首から適用しており、2017年度の「総資産」は、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

②当社の財産および損益の状況の推移 (単位：億円)



(単位：億円)

区分	2017年度 第95期	2018年度 第96期	2019年度 第97期	2020年度 第98期 (当事業年度)
受注高	4,495	5,492	4,804	4,289
売上高	4,003	4,680	4,714	4,613
当期純利益	244	244	241	166
1株当たり当期純利益	79.36円	79.60円	78.83円	54.33円
総資産 (純資産)	5,212 (2,335)	6,269 (2,521)	5,930 (2,548)	6,892 (2,911)

(注)「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を2018年度の期首から適用しており、2017年度の「総資産」は、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
戸田ビルパートナーズ株式会社	100百万円	93.9%	不動産業・ビル管理業・建設業・保険代理業
戸田道路株式会社	100百万円	85.1%	建設業（道路舗装・一般土木）
株式会社アペックエンジニアリング	100百万円	100.0%	建設業（建築設備）
佐藤工業株式会社	100百万円	100.0%	総合建設業

連結子会社は、上記の4社を含めて25社であります。

②その他

主な技術提携の状況

フォルツム社（フィンランド）と放射性廃棄物処分技術に関する技術提携を行っております。

(7) 主要な事業内容 （2021年3月31日現在）

事業区分	事業の内容
建築事業	当社グループが行うオフィスビル等の建築一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
土木事業	当社グループが行うトンネル等の土木一式工事に関する調査、企画、設計、監理、施工等に関する事業
投資開発事業	当社グループが行う国内における不動産の自主開発・売買・賃貸等に関する事業
国内グループ会社事業	国内連結子会社が行う建築事業、土木事業、ビル管理を主とする不動産事業、貸金業、人材派遣業、リース業、ホテル業
新領域事業	当社グループが行う発電・売電事業、海外における投資開発事業、農業6次産業化等

(8) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

(注) 上記は登記上の所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。
東京都中央区八丁堀二丁目8番5号

支店

東京支店 (東京都港区)

札幌支店 (札幌市)

首都圏土木支店 (東京都中央区)

東北支店 (仙台市)

千葉支店 (千葉市)

広島支店 (広島市)

関東支店 (さいたま市)

四国支店 (高松市)

横浜支店 (横浜市)

九州支店 (福岡市)

大阪支店 (大阪市)

国際支店 (東京都中央区)

名古屋支店 (名古屋市)

筑波技術研究所 (つくば市)

海外営業所および駐在員事務所

東南アジア統括事務所 (ベトナム)

シンガポール営業所 (シンガポール)

ヤンゴン営業所 (ミャンマー)

② 子会社

株式会社アペックエンジニアリング (埼玉)

佐藤工業株式会社 (福島)

千代田建工株式会社 (東京)

TODA農房合同会社 (東京)

戸田道路株式会社 (東京)

Toda America, Inc. (アメリカ)

戸田ビルパートナーズ株式会社 (東京)

Construtora Toda do Brasil S/A (ブラジル)

戸田ファイナンス株式会社 (東京)

Thai Toda Corporation Ltd. (タイ)

東和観光開発株式会社 (山口)

Toda Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)

戸田スタッフサービス株式会社 (東京)

PT Toda Group Indonesia (インドネシア)

五島フローティングウィンドパワー合同会社 (長崎)

Tobic Co., Ltd. (ベトナム)

オフショアウィンドファームコンストラクション株式会社 (東京)

Toda Investimento do Brasil Ltda. (ブラジル)

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,568名	105名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,160名	28名増

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	29,279百万円
株式会社みずほ銀行	11,847百万円
株式会社三井住友銀行	6,415百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,230百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	759,000,000株
(2) 発行済株式の総数	322,656,796株
(3) 株主数	11,196名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
大一殖産株式会社	40,727千株	13.25%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	18,075千株	5.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,779千株	5.13%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	9,822千株	3.19%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,731千株	3.16%
一般社団法人アリー	8,977千株	2.92%
株式会社三菱UFJ銀行	8,048千株	2.61%
戸田 博子	6,611千株	2.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090811)	6,002千株	1.95%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	5,805千株	1.88%

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式15,218千株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
今井雅則	代表取締役社長	人財戦略室長
鞠谷祐士	代表取締役	管理本部長
宮崎博之	代表取締役	建築本部長
藤田謙	代表取締役	土木本部長
戸田守道	取締役	価値創造推進室長
大友敏弘	取締役	管理統轄部長(兼)総務部長(兼) リスクマネジメント室長
植草弘	取締役	戦略事業推進室長
大谷清介	取締役	管理本部執務
下村節宏	取締役	三菱電機(株)特別顧問
網谷駿介	取締役	
伊丹俊彦	取締役	長島・大野・常松法律事務所顧問 (株)北國新聞社監査役 (株)セブン銀行社外取締役 (株)JPホールディングス社外取締役監査等委員
荒金久美	取締役	(株)クボタ社外取締役 カゴメ(株)社外取締役
大内仁	常勤監査役	
百井俊次	常勤監査役	
丸山恵一郎	監査役	弁護士(名川・岡村法律事務所) (学)東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役
佐藤文夫	監査役	
西山潤子	監査役	(株)荏原製作所社外取締役報酬委員 (株)ジャックス社外取締役

- (注) 1. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏、伊丹俊彦氏および荒金久美氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役百井俊次氏、丸山恵一郎氏、佐藤文夫氏および西山潤子氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役百井俊次氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 常勤監査役百井俊次氏は、公認会計士の資格を有しております。
 4. 取締役下村節宏氏、網谷駿介氏、伊丹俊彦氏および荒金久美氏、監査役百井俊次氏、丸山恵一郎氏、佐藤文夫氏および西山潤子氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. 事業年度中に退任した取締役および監査役は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
監査役	海老原 恵 一		2020年6月25日
監査役	安 達 久 俊		2020年6月25日

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。2021年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 執行役員社長	大谷清介	執行役員	山崎俊博
* 専務執行役員	鞠谷祐士	執行役員	永井睦博
* 専務執行役員	宮崎博之	執行役員	吉岡耕一郎
* 専務執行役員	藤田謙	執行役員	町田佳則
* 専務執行役員	戸田守道	執行役員	永島潮
* 常務執行役員	大友敏弘	執行役員	曾根原努
* 常務執行役員	植草弘	執行役員	山田正敏
常務執行役員	長田眞一	執行役員	白石一尚
常務執行役員	深代尚夫	執行役員	木村幸宏
常務執行役員	三宅正人	執行役員	請川誠
常務執行役員	市原卓	執行役員	嶋義郎
常務執行役員	宮地淳夫	執行役員	中井智巳
常務執行役員	浅野均	執行役員	工藤真人
常務執行役員	神尾哲也	執行役員	大井清司
常務執行役員	舘野孝信	執行役員	佐久間昭男
常務執行役員	河野利幸	執行役員	菅原千秋
常務執行役員	中林雅昭	執行役員	菅原秀一
		執行役員	中原理揮

(注) *は取締役兼務者です。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式付与報酬 (費用計上)	
取締役 (うち社外取締役)	383 (45)	277 (45)	92 —	14 —	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	66 (42)	66 (42)	— —	— —	7 (5)

(注) 1. 上記の報酬額の総額について、第97回定時株主総会(2020年6月25日)の決議により、取締役の報酬額を年額6億円以内(うち社外取締役分は年額1億円以内)に、監査役(社外監査役を含む)の報酬額を年額1億円以内としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名(うち社外取締役は4名)、監査役の員数は5名(うち社外監査役は4名)です。

2. 上記の業績連動型株式付与報酬制度は、(3)イ1)に記載の通り、第93回定時株主総会にて導入を決議、第96回定時株主総会にて改定を決議しており、第96回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は3名)です。

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、社外取締役及び社内取締役で構成する人事・報酬諮問委員会における審査を経た上で、取締役会にて決定されます。報酬等の額は、主に国内の同業及び同規模の他企業との比較により経営人材の確保・維持できる水準とし、また、算定方法については報酬の一部に中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的とした業績連動報酬を取り込む等、客観的な視点を取り入れることとしています。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定にあたって、社外取締役を委員長とする人事・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の常勤役員等の報酬は固定報酬である基本報酬及び業績連動報酬である賞与からなる金銭報酬と業績連動型の株式付与報酬で構成し、その役付ごとの責任や役割等に応じて決定します。また、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬は、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、基本報酬である金銭報酬のみで支給します。

なお、業績連動報酬の決定方法は以下のとおりです。

ア. 賞与

業績連動報酬の賞与は、毎事業年度の7月と12月の支給日に在籍する常勤役員等に対して、業績に応じて決定された賞与支給倍率を基本報酬等に乗じて得た額を支給します。また、常勤役員等の各担当業務について、毎事業年度の業績や業務達成度に応じた係数を反映できる仕組みとしています。

イ. 株式付与報酬

1) 制度の概要

当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、当社取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）へのインセンティブプランとして、業績連動型株式付与制度である「役員報酬BIP信託」（以下「BIP信託」という。）及び「株式付与ESOP信託」（以下「ESOP信託」といい、BIP信託とあわせて「本制度」という。）を導入することを決議し、BIP信託については、2016年6月29日開催の第93回定時株主総会において本制度の導入を決議しております。また、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会の決議により、制度の一部を改定しております。

本制度は、当社の中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的とした、会社業績との連動性が高く、かつ透明性及び客観性の高い報酬制度であります。

具体的には、上記BIP信託及びESOP信託と称される仕組みを利用し、あらかじめ取得した当社株式を、各事業年度の業績目標の達成度等に応じて当社取締役等に交付するものであります。

2) ポイント計算

a. 毎年3月31日時点で制度対象者として在任する者について、同日で終了する事業年度（以下「対象事業年度」という。）に係る個人ポイントを、同年6月1日に計算し、各制度対象者に付与します。

なお、同一の制度対象者が役付の変更等により、BIP信託契約、ESOP信託契約それぞれから個人ポイントの付与を受ける場合には、それぞれの信託から付与される個人ポイントは分別管理します。

b. 個人ポイントの計算は、別表の算定式に基づき行います。各制度対象者が付与を受けた個人ポイントは累積加算します（累積された個人ポイントを以下「累積ポイント」という。）。

- c. 別表の算定式の適用にあたっては、各対象事業年度の3月31日時点の制度対象者の役付並びに当該対象事業年度における連結売上高、連結営業利益及び連結純利益の目標達成度に基づきます。
- d. BIP信託契約に基づいて設定された信託については、一事業年度において各制度対象者に付与するポイントの総数は、140,000ポイントを超えることはできません。
なお、前三項の計算結果がかかる上限を超える場合には、当該計算結果のポイント数に応じて、かかる上限のポイント数を按分して各制度対象者に付与します。

※個人ポイントの算定方法について、第96回定時株主総会の決議により、2020年3月末日で終了する事業年度以降は従前の個人ポイントに非財務連動係数を乗じる算定方法に変更しております。

(別表) 個人ポイントの算定方法

個人ポイントの算定にあたっては、次の算定式に従うものとする。

$$\text{個人ポイント} = \text{基準ポイント} \times \text{業績連動係数} \times \text{非財務連動係数}$$

(小数点以下切り捨て、事業年度途中の就任者については在任月数により按分する)

I. 基準ポイント

個人ポイントの算定に用いる基準ポイントは、役付毎に下記の通り定める。

役付	会長	社長	副社長	専務	常務	執行役員
基準ポイント	5,178	4,708	3,766	3,295	2,824	2,354

・基準ポイントの算定方法

(役付毎の基準金額^{※1}) ÷ (本信託による当社株式の取得単価^{※2})

(小数点以下切り捨て)

※1 役付毎の基準金額は下記の表の通りとする。

役付	会長	社長	副社長	専務	常務	執行役員
基準金額 (千円)	2,750	2,500	2,000	1,750	1,500	1,250

※2 本信託の延長時には、信託期間の延長時に取得した当社株式の単価とする。

II. 業績連動係数

個人ポイントの算定に用いる業績連動係数は、対象事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結純利益の目標達成度に応じて、下記の通り定める。

$$\begin{aligned} \text{業績連動係数} &= (\text{連結売上高の係数} \times 0.25) \\ &+ (\text{連結営業利益の係数} \times 0.5) \\ &+ (\text{連結純利益の係数} \times 0.25) \end{aligned}$$

(業績連動係数において小数点第3位以下切り捨て)

連結売上高・連結営業利益・連結純利益の係数は、下記の表に基づき、それぞれ算出する。

連結売上高・連結営業利益・連結純利益の 対象事業年度における目標達成率*	連結売上高・連結営業利益・ 連結純利益の係数
120%以上	1.5
110%以上120%未満	1.2
100%以上110%未満	1.0
90%以上100%未満	0.75
80%以上90%未満	0.5
80%未満	0.0

※目標達成率は、対象事業年度の実績値を当社取締役会にて決定した目標値で除することにより算定します。

なお、当事業年度における目標値及び実績は以下のとおりであり、目標値については2020年5月22日開催の取締役会で決定しております。

単位：百万円

	連結売上高	連結営業利益	連結純利益
目 標	495,228	26,392	19,398
実 績	507,134	27,697	19,735

Ⅲ. 非財務連動係数

個人ポイントの算定に用いる非財務連動係数は、対象事業年度の前事業年度に対するCO₂ 排出量の増減率に応じて下記の表のとおり定めております。

前年度増減率	非財務連動係数
△2%以下	1.05
△2%超 0%以下	1.00
0%超 2%以下	0.95
2%超	0.90

※1 前年度増減率 (%) = (対象事業年度のCO₂ 排出量 ÷ 対象事業年度の前事業年度のCO₂ 排出量 - 1) × 100

※2 CO₂ 排出量はSCOPE1とSCOPE2 の合計です。

なお、SCOPE1とは企業活動によって直接排出する温室効果ガスを指し、SCOPE2とは企業活動において購入した電気、熱などの使用により間接的に排出する温室効果ガスを指します。

3) 交付株式数・現金支給株式数の計算

- a. 上記に基づき算定した累積ポイントに係数^(注)を乗じて得られる株式の数(以下「算定基礎株式数」という。)を算定します。ただし、BIP信託契約、ESOP信託契約それぞれから個人ポイントの付与を受けている制度対象者については、それぞれの信託の累積ポイント毎に算定基礎株式数を算定します。

(注) 算定基礎株式数は、1ポイントあたり1株を係数として算定します。

- b. 前項に基づき算定した算定基礎株式数のうち、1に満たない部分は切り捨てます。
- c. 本制度においては、各制度対象者について算定した算定基礎株式数に0.8を乗じた数(当社の単元株式数に満たない部分は切り捨てるものとする。)(以下「交付株式数」という。)の会社株式を当該制度対象者に交付し、算定基礎株式数から交付株式数を減じた数の会社株式を株式市場において売却^(注)の上、その売却代金を当該制度対象者に給付します。ただし、国内非居住者となった制度対象者及び制度対象者が死亡した場合の相続人に対しては、算定基礎株式数の会社株式全てを株式市場において売却の上、その売却代金を給付します。

(注) 当該制度対象者が受益者となる場合には、株式交付条件を満たした後、最初に到来する第1四半期決算発表日の3営業日後の日に売却を行うこととしております。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
下村 節 宏	三菱電機(株)特別顧問	特別な取引関係はありません。
伊丹 俊 彦	長島・大野・常松法律事務所顧問 (株)北國新聞社監査役 (株)セブン銀行社外取締役 (株)JPホールディングス社外取締役監査等委員	特別な取引関係はありません。
荒金 久 美	(株)クボタ社外取締役 カゴメ(株)社外取締役	特別な取引関係はありません。
丸山 恵 一郎	弁護士(名川・岡村法律事務所) (学)東京音楽大学理事 (株)エイチワン社外取締役	特別な取引関係はありません。
西山 潤 子	(株)荏原製作所社外取締役報酬委員 (株)ジャックス社外取締役	特別な取引関係はありません。

②社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
下村 節 宏	取締役会17回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
網谷 駿 介	取締役会17回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
伊丹 俊 彦	取締役会17回のすべてに出席し、検事としての経験および弁護士としての見地から、様々な助言・提言を行っております。
荒金 久 美	就任後の取締役会13回のうち12回に出席しており、他社での経営者、監査役としての経験から様々な助言・提言を行っております。
百井 俊 次	取締役会17回のすべてに、監査役会18回のすべてに出席しており、公認会計士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
丸山 恵 一郎	取締役会17回のすべてに、監査役会18回のすべてに出席しており、弁護士としての専門的な見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
佐藤 文 夫	就任後の取締役会13回のすべてに、監査役会13回のすべてに出席しており、会社の経営者としての見地から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
西山 潤 子	就任後の取締役会13回のすべてに、監査役会13回のすべてに出席しており、他社での常勤監査役としての経験から疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を填補することとしております。

ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、その保険料は全額当社が負担しております。

なお当社は、当該保険契約を2021年7月に同様の内容で更新することを予定しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

青南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額

57百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見振り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外のコンフォートレター作成業務を委託しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ② 経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- ③ 業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社長を委員長とする本社コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、支店コンプライアンス委員会、担当部門、企業倫理ヘルプライン等によるグループ行動規範に基づく行動の監視、コンプライアンス教育の推進など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
- ②内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は取締役会及び監査役会へ報告する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に適用する行動理念・指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」・「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。
- ②定期的にグループ統括会議を開催し、グループ会社との情報共有等を行うと共に、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、経営上の重要事項に関して事前承認、報告を求め、管理する。
- ③グループ会社に、危機管理基本マニュアルに基づく個別の危機管理体制の整備、運用、及び重大事案等に関する適切な報告を求める。
- ④グループ会社の日常的モニタリングを行う部門としてグループ事業推進部及び国際支店管理部を置き、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づきグループ会社への支援、指導を実施すると共に、経営上重要な事項については当社取締役会に報告する。
- ⑤監査室によるグループ会社への業務監査を適宜実施し、監査結果を当社取締役会及び監査役会に報告する。また、コンプライアンス部・法務部によるコンプライアンス教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等により、コンプライアンス体制の実効性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会又は監査役会が指名する監査役の意見を求める。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに当社監査役会に報告する。また、前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社取締役及び使用人並びにグループ会社取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債権の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用又は債務は、その請求に基づき速やかに処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人と定期的に経営情報を共有する機会を設ける。また、各種会議への出席の機会を設けると共に、適宜内容の報告を行う。

監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。

【当該体制の運用状況の概要】

当社では、上記方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました主な取り組みの概要は以下のとおりであります。

(コンプライアンスに関する取り組み)

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して、「戸田建設グループ企業行動規範」をはじめとした関連規程の整備、報告・相談窓口（企業倫理ヘルプライン）の設置・運用、教育啓発活動（eラーニング、対面・リモートによる各種集合研修）を継続的に実施しており、内部通報制度認証の登録事業者となっております。当期の主な活動としては、上記の継続的諸施策・活動に加えて、コンプライアンスの諸施策・活動に関して、その効果を客観的に確認し更なる改善を図るためにコンプライアンス意識調査アンケートを実施し、意見の聴取と理解度を確認しました。

(リスク管理に関する取り組み)

代表取締役社長直轄のリスクマネジメント室とコンプライアンス委員会が連携して、経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害をできる限り小さくするために必要な備えを部門横断的に実施しております。

BCP対応への取り組みとして、例年全店一斉での総合災害対策訓練を実施しておりますが、本年度についてもグループ会社、協力会社も参加して初動期対応等の実効性を確認し、改善点の抽出を図っております。また新型コロナウイルス感染症に対しては、対策委員会を設置し、感染予防や拡大防止に向けた行動の指示、事業継続に必要な対応を行っております。

新本社ビル建設等、戦略事業投資の拡大に伴い、従来からの外部有識者を交えた不動産投資諮問会議に加え、全体投資計画と取り組み案件との整合性検証やモニタリングを目的とする委員会を新設し、2020年度より具申機関として運用しております。

リスク管理活動として、毎年リスク抽出リストを更新し、その中から、当社グループにとって重要な重点管理リスクを選定し、優先的に対応していく体制を整備しております。来期からのリスク管理活動体制の見直しに向けて構築中の新システムを利用し、期末に一斉リスク点検を行いました。

(子会社管理に関する取り組み)

子会社が当社に対し事前承認を求めべき事項、または報告すべき事項を定めた関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し付議・報告がなされています。

また、子会社の経営内容及び経営方針を当社に対して報告・説明する定例会議においても、付議基準に基づき、必要に応じて付議・報告が行われました。また、規程などに基づき付議・報告がなされていることについては監査室や会計監査人が往査や評価を行い、子会社管理を所管する戦略事業推進室及び国際支店が、その報告を受けることにより確認しております。

(監査役監査に関する取り組み)

常勤監査役2名（うち1名は社外監査役）及び社外監査役（非常勤）3名で組織する監査役会が実施しており、監査役室（2名）がこれを補助しております。取締役会議案等の事前確認及び原則取締役会後に開催する監査役会において監査方針その他の重要事項を審議する他、取締役会での重要事項、その他監査上の課題について協議しております。5名の監査役は取締役会、その他必要と認める重要会議に出席し取締役の職務の執行状況を監査するほか、本社統轄部門との面談、各支店及び作業所、当社の重要な子会社に往査し、また内部監査部門及び会計監査人と連携して当社グループの内部統制の状況全般について確認を行い、監査の状況等を踏まえ当社代表取締役との意見交換を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、1967年に経営方針を制定し、これに基づいた企業活動を行うことでお客様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいりました。

一方で、社会情勢や社会的要請、当社グループの事業構成等につきましては、約50年前の制定当時と大きく状況が変化しています。こうした背景から、当社の歴史の中で培われてきた価値観や精神を再確認するとともに、未来に向けた指針を改めて明文化していくことが必要となり、2017年1月、持続的成長の実現及び企業理念に基づく経営体制の強化を目的に経営方針を含む「企業理念」全体を見直し、改定を行っております。

その改定においては、従来の経営方針の内容をベースにCSR（企業の社会的責任）やCSV（共通価値の創造）等の観点を踏まえ、その適用範囲につきましては当社単体から当社グループ全体へと拡大

したものとなっております。併せて行動理念である「企業行動憲章」の改定とともに、2015年制定の「グローバルビジョン」を含めた理念体系の整備を行いました。

経営環境の変化が予想される中、当社グループ全体で目的意識を共有し諸課題に取り組んでいくことを持続的成長の実現に向けた強い原動力としていきます。今後ともこの企業理念に基づく活動を推進し、当社グループの存在価値を高め、社会の発展に貢献してまいります。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年6月25日開催の当社第97回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応策の概要は次のとおりです。

ア 本対応策に係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本対応策は以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

c 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合があります。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 f の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

イ 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ア f に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととします。

ウ 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、2020年6月25日開催の第97回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

(3) 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記(2)②の取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、本対応策の継続に関する株主の意思を確認するため、2020年6月25日に開催された第97回定時株主総会において本対応策の継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けております。また、本対応策の有効期間は2023年6月開催予定の当社第100回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記(2)②アに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)②ウに記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。

また、当社は期差任期制を採用しておりません。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	373,147	流動負債	281,681
現金預金	95,037	支払手形・工事未払金等	114,000
受取手形・完成工事未収入金等	209,347	短期借入金	48,297
有価証券	10,100	コマーシャル・ペーパー	20,000
販売用不動産	11,080	未払法人税等	8,525
未成工事支出金	11,010	未成工事受入金	27,779
その他のたな卸資産	8,031	賞与引当金	6,957
その他	29,788	完成工事補償引当金	3,641
貸倒引当金	△1,248	工事損失引当金	2,753
固定資産	362,642	預り金	32,717
有形固定資産	144,871	その他	17,009
建物・構築物	40,552	固定負債	141,573
機械・運搬具及び工具器具備品	6,119	社債	50,100
土地	86,493	長期借入金	32,643
リース資産	83	繰延税金負債	24,496
建設仮勘定	11,622	再評価に係る繰延税金負債	6,389
無形固定資産	9,484	役員退職慰労引当金	205
のれん	608	役員株式給付引当金	236
その他	8,876	関係会社整理損失引当金	28
投資その他の資産	208,285	退職給付に係る負債	21,470
投資有価証券	200,290	資産除去債務	1,999
長期貸付金	842	その他	4,003
退職給付に係る資産	1,966	負債合計	423,255
繰延税金資産	637	純資産の部	
その他	4,744	株主資本	229,089
貸倒引当金	△194	資本金	23,001
		資本剰余金	26,259
		利益剰余金	189,217
		自己株式	△9,388
		その他の包括利益累計額	80,928
		その他有価証券評価差額金	79,474
		繰延ヘッジ損益	108
		土地再評価差額金	3,674
		為替換算調整勘定	△2,174
		退職給付に係る調整累計額	△153
		非支配株主持分	2,515
		純資産合計	312,533
資産合計	735,789	負債純資産合計	735,789

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	487,994	
投資開発事業等売上高	19,140	507,134
売上原価		
完成工事原価	430,693	
投資開発事業等売上原価	11,553	442,246
売上総利益		
完成工事総利益	57,300	
投資開発事業等総利益	7,586	64,887
販売費及び一般管理費		37,190
営業利益		27,697
営業外収益		
受取利息	220	
受取配当金	3,129	
保険配当金	257	
持分法による投資利益	31	
その他	872	4,511
営業外費用		
支払利息	965	
支払手数料	518	
その他	360	1,845
経常利益		30,363
特別利益		
固定資産売却益	35	
投資有価証券売却益	2,637	
その他	105	2,777
特別損失		
固定資産廃棄損	1,593	
減損損失	1,021	
投資有価証券売却損	424	
投資有価証券評価損	481	
その他	243	3,764
税金等調整前当期純利益		29,376
法人税、住民税及び事業税	10,112	
法人税等調整額	△420	9,692
当期純利益		19,684
非支配株主に帰属する当期純利益		△51
親会社株主に帰属する当期純利益		19,735

連結株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,001	26,259	176,564	△9,392	216,433
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,993		△7,993
親会社株主に帰属する 当期純利益			19,735		19,735
自己株式の処分				5	5
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の増資による 持分の増減		△0			△0
土地再評価差額金の取崩			909		909
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	12,652	4	12,656
当期末残高	23,001	26,259	189,217	△9,388	229,089

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	51,954	△13	4,584	△805	△1,292	54,427	2,635	273,496
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△7,993
親会社株主に帰属する 当期純利益								19,735
自己株式の処分								5
自己株式の取得								△0
連結子会社の増資による 持分の増減								△0
土地再評価差額金の取崩								909
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	27,520	121	△909	△1,369	1,138	26,501	△120	26,381
連結会計年度中の変動額合計	27,520	121	△909	△1,369	1,138	26,501	△120	39,037
当期末残高	79,474	108	3,674	△2,174	△153	80,928	2,515	312,533

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	344,096	流動負債	263,017
現金預金	80,149	支払手形	2,781
受取手形	216	電子記録債務	21,043
電子記録債権	1,653	工事未払金	83,193
完成工事未収入金	196,472	短期借入金	43,758
有価証券	10,000	コマーシャル・ペーパー	20,000
販売用不動産	11,076	リース債務	17
未成工事支出金	9,322	未払法人税等	7,955
不動産事業支出金	7,095	未成工事受入金	23,650
未収入金	1,659	預り金	32,142
立替金	18,144	賞与引当金	6,478
その他	9,532	完成工事補償引当金	3,548
貸倒引当金	△1,225	工事損失引当金	2,521
固定資産	345,133	従業員預り金	10,383
有形固定資産	118,027	その他	5,543
建物・構築物	31,134	固定負債	135,100
機械・運搬具	1,282	社債	50,000
工具器具・備品	492	長期借入金	30,043
土地	75,433	リース債務	36
リース資産	47	繰延税金負債	24,251
建設仮勘定	9,634	再評価に係る繰延税金負債	6,389
無形固定資産	9,298	退職給付引当金	20,219
投資その他の資産	217,807	役員退職慰労引当金	127
投資有価証券	186,874	役員株式給付引当金	236
関係会社株式・関係会社出資金	23,929	関係会社事業損失引当金	427
長期貸付金	1,916	資産除去債務	444
破産更生債権等	0	その他	2,922
長期前払費用	356	負債合計	398,118
前払年金費用	1,906	純資産の部	
その他	3,024	株主資本	207,899
貸倒引当金	△201	資本金	23,001
		資本剰余金	25,573
		資本準備金	25,573
		利益剰余金	168,712
		利益準備金	5,750
		その他利益剰余金	162,962
		建設積立金	50,000
		別途積立金	91,774
		繰越利益剰余金	21,187
		自己株式	△9,388
		評価・換算差額等	83,213
		その他有価証券評価差額金	79,430
		繰延ヘッジ損益	108
		土地再評価差額金	3,674
		純資産合計	291,112
資産合計	689,230	負債純資産合計	689,230

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	448,130	
投資開発事業等売上高	13,249	461,380
売上原価		
完成工事原価	395,887	
投資開発事業等売上原価	7,631	403,519
売上総利益		
完成工事総利益	52,242	
投資開発事業等総利益	5,618	57,861
販売費及び一般管理費		32,671
営業利益		25,189
営業外収益		
受取利息	60	
受取配当金	3,413	
保険配当金	257	
その他	819	4,550
営業外費用		
支払利息	790	
社債利息	165	
支払手数料	518	
その他	196	1,670
経常利益		28,069
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	2,610	
その他	84	2,713
特別損失		
固定資産廃棄損	1,603	
減損損失	88	
投資有価証券評価損	431	
関係会社株式評価損	3,005	
関係会社事業損失引当金繰入額	176	
その他	634	5,939
税引前当期純利益		24,843
法人税、住民税及び事業税	8,987	
法人税等調整額	△804	8,182
当期純利益		16,660

株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					建設積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	23,001	25,573	25,573	5,750	50,000	71,774	31,610	159,135
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						20,000	△20,000	—
剰余金の配当							△7,993	△7,993
当期純利益							16,660	16,660
自己株式の処分								
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							909	909
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	20,000	△10,422	9,577
当期末残高	23,001	25,573	25,573	5,750	50,000	91,774	21,187	168,712

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△9,392	198,317	51,957	△11	4,584	56,530	254,848
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△7,993					△7,993
当期純利益		16,660					16,660
自己株式の処分	5	5					5
自己株式の取得	△0	△0					△0
土地再評価差額金の取崩		909					909
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			27,472	119	△909	26,682	26,682
事業年度中の変動額合計	4	9,581	27,472	119	△909	26,682	36,263
当期末残高	△9,388	207,899	79,430	108	3,674	83,213	291,112

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

戸田建設株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 齋藤 敏雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木 大輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、戸田建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

戸田建設株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 齋藤敏雄 ㊞
業務執行社員代表社員 公認会計士 鈴木大輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

戸田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	大 内 仁	Ⓜ
常勤監査役 (社外監査役)	百 井 俊 次	Ⓜ
監 査 役 (社外監査役)	丸 山 恵 一 郎	Ⓜ
監 査 役 (社外監査役)	佐 藤 文 夫	Ⓜ
監 査 役 (社外監査役)	西 山 潤 子	Ⓜ

以 上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

第98回定時株主総会会場ご案内



交通のご案内

- JR東京駅
八重洲中央口より徒歩6分
- 東京メトロ銀座線
京橋駅より徒歩4分

会場

東京都中央区京橋1丁目10番7号
KPP八重洲ビル7階 AP東京八重洲通り
電話 (03) 6228-8109

会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
※体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。

<新型コロナウイルス等の感染予防に関するお願い>

多くの株主の皆様が集まる株主総会は集団感染のリスクがあります。事前に郵送やインターネット等で議決権を行使いただくこともできますので、当日は感染回避のため来場の自粛をご検討ください。また、当日ご出席の株主様は、マスク着用などご自身及び周囲への感染予防のご配慮をお願いいたします。今後の状況により、本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、下記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。
<https://www.toda.co.jp/>